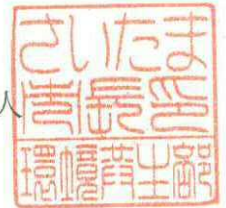


環環環対第1619号
令和2年6月18日

さいたま市長 清水 勇人 様
(病院施設管理課)

さいたま市長 清水 勇人



意見書

さいたま市環境影響評価条例第39条第1項の規定により、さいたま市立病院建設事業環境影響評価事後調査書（工事中その1）について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 大気質

工事に伴う降下ばいじん量の予測について、以降の事後調査書では、よりわかりやすい記載をすることがよい。

2 植物

- (1) カワヂシャ、フジバカマ及びシュンランについては、以降の事後調査書において、評価書で確認されている分布地での確認調査を実施すること。
- (2) イヌシデなどの樹木の伐採に対する代償措置は、土壌環境や林床環境だけでなく、景観にも留意した上で、既存緑地との連続性を考慮し実施すること。
- (3) 保全すべき種であるシュンランの生育状況を指標とし、分布確認を内容とするモニタリング調査を実施するとよい。これにより、本館・別館の大規模な掘削において、植物等の生育・生息環境の

日照・水分条件への影響が回避・低減されていたことを確認することができる。

3 電波障害

ケーブルテレビへの受信状況について、切替対象世帯からの意見などがあれば、適切に対処し、その状況を以降の事後調査書に記載するとよい。

4 地域交通

公共交通機関への影響を生じさせないための環境保全措置について、搬入車両の運行管理及び工事関係者への公共交通機関利用促進指導を継続するとともに、状況を以降の事後調査書によりわかりやすく記載すること。